

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県教育委員会委員長 花山院弘匡

奈良県教育委員会規則第六号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（昭和四十三年十月奈良県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第十八条」の下に「、附則第十九項」を加え、同条第二号中「履歴書」の下に「（第二号様式）」を加え、同条第三号中「宣誓書」の下に「（第三号様式）」を加え、同条第四号中「第七号様式」の下に「。ただし、免許法附則第十九項による願い出にあつては、第七号様式の二」を加え、同条第八号中「証明書」の下に「（第四号様式。ただし、免許法附則第十九項による願い出にあつては、第四号様式の二）」を加える。

第五条第三号中「履歴書」の下に「（第二号様式）」を加え、同条第四号中「宣誓書」の下に「（第三号様式）」を加える。

第六条第二号中「履歴書」の下に「（第二号様式）」を加え、同条第三号中「宣誓書」の下に「（第三号様式）」を加え、同条第四号中「証明書」の下に「（第七号様式）」を加え、同条第五号中「証明書」の下に「（第八号様式）」を加え、同条第八号中「証明書」の下に「（第四号様式）」を加え、同条第九号中「証明書」の下に「（第十号様式）」を加える。

第十条第四号中「附則第三十一項」を「附則第三十五項」に改める。

第十三条中「附則第十四項」を「附則第十八項」に改める。

別表十三中「附則第三十一項」を「附則第三十八項」に、「看護婦養成施設」を「看護師養成施設」に改める。

第四号様式の次に次の一様式を加える。

第4号様式の2

実務に関する証明書

| | | | |
|----|--|------|--------|
| 氏名 | | 生年月日 | 年 月 日生 |
|----|--|------|--------|

| | |
|---|----------------------|
| 施設名 <small>※認定こども園の場合は、構成するそれぞれの名称</small> | |
| 認可等年月日 <small>※認可外保育施設の場合は、設立年月日</small> | |
| 所在地 連絡先 | 電話 () - |

| 職名 | 良好な成績で勤務した期間 | 左記期間の実労働時間 |
|----|-----------------|------------|
| | 年 月 日から 年 月 日まで | 時間 |
| | 年 月 日から 年 月 日まで | 時間 |
| | 年 月 日から 年 月 日まで | 時間 |
| | 年 月 日から 年 月 日まで | 時間 |
| | 年 月 日から 年 月 日まで | 時間 |

上記期間のうち長期にわたって勤務しなかった期間（育児休業、退職、病気休暇、産前・産後休暇等の区分により記入すること。）

| 事由 | 勤務しなかった期間 |
|----|-----------------|
| | 年 月 日から 年 月 日まで |
| | 年 月 日から 年 月 日まで |
| | 年 月 日から 年 月 日まで |

上記の者は、本施設において上記のとおり実務経験を有する者であることを証明します。

年 月 日

所属長

印

年 月 日

実務等証明責任者

印

- 注 1 特例の対象と認められるには、3年かつ4,320時間以上の勤務期間が必要です。
- 2 複数の施設における勤務期間を合算する場合は、それぞれの施設ごとに実務に関する証明書が必要です。
- 3 実務等証明責任者の区分
 私立保育所（園）、私立幼稚園、私立認定こども園 …当該施設の設置者（法人理事長等）
 認可外保育所 ……………当該施設の設置者
 公立保育所（園）、公立認定こども園 ……………所管課長等
 公立幼稚園 ……………市町村教育委員会等
 都道府県立施設（特別支援学校幼稚部） ……………都道府県教育委員会
 国立大学法人施設 ……………当該大学の学長
- 4 この証明書は、親展文書とします。

第七号様式の次に次の一様式を加える。

人物に関する証明書

勤務施設名

氏 名

年 月 日生

上記の者は、教育職員として適当な人物であることを証明します。

年 月 日

所 属 長

印

上記のとおり証明します。

年 月 日

実務等証明責任者

印

注 1 実務等証明責任者の区分

私立保育所（園）、私立幼稚園、私立認定こども園 …当該施設の設置者（法人理事長等）

認可外保育所 ……………当該施設の設置者

公立保育所（園）、公立認定こども園 ……………所管課長等

公立幼稚園 ……………市町村教育委員会等

都道府県立施設（特別支援学校幼稚部） ……………都道府県教育委員会

国立大学法人施設 ……………当該大学の学長

2 この証明書は、親展文書とします。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。